

**通所介護・介護予防通所介護・**

**介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスAを一体的に実施する場合のイメージ**

**<利用者が15人の場合>**

- ①通所介護
- ②介護予防通所介護
- ③介護予防通所介護相当サービス(いわゆる「現行相当サービス」)
- ④通所型サービスA(いわゆる「緩和した基準によるサービス」)

**【現行】**

利用者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
要介護度	要介護1～5									要支援1・2					
給付・事業	介護給付									予防給付					
サービス種類	①									②					
基準	国基準														

**【移行期：平成29年4月～】**

利用者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
要介護度	要介護1～5									要支援1・2			要支援1・2 事業対象者		
給付・事業	介護給付									予防給付			総合事業		
サービス種類	①									②			③		④
サービスコード	現行と同じ												A 6		A 7
基準	国基準												市基準		
基準	現行の基準												③の基準		④の基準

※②の利用者は③又は④へ移行していく。

**【移行完了：平成30年4月～】**

利用者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
要介護度	要介護1～5									要支援1・2 事業対象者					
給付・事業	介護給付									総合事業					
サービス種類	①									③			④		
サービスコード	現行と同じ												A 6		A 7
基準	国基準												市基準		
基準	現行の基準												③の基準		④の基準

※②の利用者はいなくなり、③又は④の利用者となる。

注1 「市の基準」は、市町村ごとに異なるため、複数の保険者から指定を受ける場合は、気を付けること。

→③と④がさらに分割されるイメージ。

注2 仮に基準は同じでも、請求コードは異なる場合があり、地域区分(10.45円)も異なることに気を付けること。